

居宅サービス契約書

<居宅サービス契約の内容>

第1条 事業者は、介護保険法等関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し、利用者が可能な限り居宅においてその能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、次のサービスを提供します。

- ① 介護予防訪問看護・訪問看護 「みどり荘訪問看護ステーション」
- ② 介護予防通所リハビリ・通所リハビリ 「みどり荘デイケアセンター」
- ③ 通所介護・介護予防・日常生活支援総合事業 「憩の里デイサービスセンター」

利用者は、本契約において、上記の事業のうち の サービスを利用します。

事業者は、サービス提供にあたっては、利用者の要介護状態区分、および本契約書末尾にその写しが添付されている、利用者の被保険者証に記載された認定審査会意見に従って、利用者に対しサービスを提供します。

利用者は、事業者からサービスの提供を受けた時は、事業者に対し、別紙サービス内容説明書の記載に従い、利用料自己負担分を支払います。

<契約期間>

第2条 この契約の期間は令和 年 月 日～令和 年 月 日 とします。

但し、契約期間が過ぎても利用者及び事業者とも契約解除の申し入れがない場合は、引き続き契約を更新します。

また、利用者から更新拒絶の意思表示された場合は、事業者は、他の事業者を紹介するなど、必要な措置をとります。

<居宅サービス計画変更の援助>

第3条 事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、速やかに担当の介護支援専門員に連絡する等、必要な援助を行います。

<サービス内容の変更>

第4条 事業者が提供するサービスのうち、この契約で利用するサービス内容、利用回数、利用料及び介護保険法適用の有無については、別紙サービス内容説明書の通りです。

利用者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。事業者は、利用者からの申し出があった場合、第1条に規定する居宅介護サービス契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更します。

サービス内容を変更した場合、利用者と事業者とは、変更後のサービス内容、利用回数、利用料及び介護保険の適用の有無について記載した、サービス変更合意書を交わします。

<介護保険の適用を受けないサービスの説明>

第5条 事業者は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービス内容及び利用料を説明し、利用者の合意を得ます。

<利用者の解約権>

第6条 利用者は、事業者に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。

この場合には、3日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

<事業者の解約権>

第7条 事業者は、利用者の故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず、改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目的を達することが困難となったときは、文書により2週間以上の予告期間をもって、この契約を解除します。

事業者は、前項によりこの契約を解除する場合には、このサービス提供を調整した介護支援専門員、又は利用者が住所を有する市町村と協議し、必要な措置をとります。

<利用料の滞納>

第8条 利用者が、正当な理由なく事業者に支払うべき利用料の自己負担分を3ヶ月以上滞納した場合には、事業者は利用者に対し、1ヶ月以上の期間を定めて、期間内のその支払いがないときは、この契約を解除する旨の催告をすることができます。

事業者は、前項の催告をした場合には、第7条と同様の措置をとり、介護サービス計画の変更や、一般施策に基づくサービスの利用を図る等の調整を行います。

事業者は、前項の措置を講じた上で、利用者が第1項の期間内滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもってこの契約を解除することができます。

<契約の終了>

第9条 次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

- 一 利用者が死亡したとき
- 二 第6条に基づき、利用者から解除の意思表示がなされたとき
- 三 第7条に基づき、事業者から解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
- 四 第8条に基づき、事業者から契約の解除の意思表示がなされたとき
- 五 利用者が介護保険施設へ入所した場合
- 六 利用者の要介護状態区分が、自立とされた場合

<事故発生時の対応>

第10条 事業者は、利用者に対するサービスの提供にあたって、事故が発生し、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者に対して必要な措置を講じ、ご家族及び当該市町村に連絡を行います。また、事故が賠償すべき事故である場合は損害賠償をします。但し、事業者に故意過失がなかった場合はこの限りではありません。

<秘密保持>

第 11 条 事業者及びその従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対するサービスの提供にあたって知り得た、利用者又は利用者の家族の秘密を漏らしません。

事業者は、その従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じます。

事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の、利用者の家族の個人情報を用いる場合は利用者の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、それらの個人情報を用いません。

<苦情処理>

第 12 条 利用者又は利用者の家族は、提供されたサービスに不満がある場合、いつでも別紙重要事項説明書記載の苦情申立機関に、苦情を申し立てることができます。

事業者は、利用者に提供したサービスについて、利用者又は利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処し、サービスの向上・改善に努めます。

事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

<記録>

第 13 条 利用者のサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後 5 年間は保管します。

また、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合は原則として応じます。

<契約外事項>

第 14 条 本契約に定めない事項については、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、
利用者・事業者が署名のうえ、1 通ずつ保有
するものとします。

なお、利用者本人が署名できないときは、家族の同意の
下家族の方が代筆します。

令和 年 月 日

<ご利用者様>

住 所

氏 名

<ご家族様>

住 所

氏 名

<事業者>

事業者名 みどり荘デイケアセンター

住 所 鯖江市中野町 3 3 - 2 0 - 1

所 長 上田 隆夫